

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

平成21年4月1日から、一戸建ての住宅の省エネ性能の向上を促す措置が導入されます。

改正省エネルギー法

改正省エネルギー法関連情報（住宅・建築物関係）

住宅・建築物分野では、大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や一定の中小規模の建築物について、省エネ措置の届出等の義務付けを柱とする「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」(平成20年法律第47号)が2008年5月に成立しました。

○大規模な建築物（床面積の合計が2000㎡以上）の建築時等における届出に係る省エネ措置が著しく不十分である場合に、所管行政庁は変更指示に従わない者に対し、公表に加え、指示に係る措置をとることを命令することができるようになります。

○また、住宅を建築し販売する事業者（住宅事業建築主）が新築する一戸建ての住宅の省エネ性能の向上を促す措置が導入されます。



ワンポイント

健康コラム

乾燥肌

季節は秋から冬に変わり始めています。この時期で常に悩ましいのが乾燥肌です。空気が乾燥し、肌（皮膚）の表面はカサカサし、ざらつきが目立つようになると、きちんとした対策をとらぬまま放置すれば大抵は症状が悪化し、あかざれ、ひび割れといったひどい状況となり、場合によっては痛みが出たりしますので注意が必要です。

<乾燥肌の原因って何?>

乾燥肌になる原因は、大きく分けて2通りあります。一つは先天的（遺伝）なものです。いわゆる親や先祖から受け継いだ遺伝子が根本的な原因となっている場合で、その遺伝子だけを取り除くような治療は今のところ出来ないというのが現状です。この場合はなるべく神経質にならず、乾燥性肌とどうやったらうまくつきあっていけるかということに注視したほうが得策のようです。対策としては、部屋の湿度を調節したり、保湿成分であるセラミドやヒアルロン酸を減らさないよう食事の栄養に気を使いながら乾燥肌を予防し、抵抗力を高めることで緩和は可能です。

もう一つは後天的なもので、高齢化、加齢による脂質と皮脂の低下、或いは、石鹸などの過度使用による肌のブロック機能の破壊というものが原因なので、生活環境の改善に取り組むことでその大部分は解決されそうです。日本人に多く見られるのが、過度な綺麗好きです。皮脂の少ない部位への洗顔料や石鹸の使いすぎで、自ら肌を老化させているケースも少なくはありません。皮脂の多い箇所（背中・胸）と少ない箇所（腕・足）を見極めた上でメリハリのあるスキンケアが大切なのです。



1. 暖房は必要最低限にとどめ部屋の湿度に心がける
2. 熱いお湯の長時間入浴は避ける
3. 液体やクリーム状の洗剤は多量使用に気をつける
4. タオルでのこすり過ぎに注意する
5. 入浴後は保湿剤を塗る
6. 下着や寝巻きは水分を含む綿製品を着る

今一度自分の生活環境、食生活などを見直す事で快適で健康な肌の状態を保ちましょう。

経理マンが行く



先月号に続き社長様の自己評価表の「成長性」「財務」について考えていきたいと思います。

①成長性・・・

- A. 今後に向けて他社との差別化に意欲を持って取り組んでいますか？
- B. 現在の取扱商品やサービスの成長性は拡大傾向にあるでしょうか？
- C. サービスや技術等の開発は次世代商品として事業計画をしていますか？
- D. 数年後に拡大、成長するであろう市場への参入計画はありますか？
- E. 将来を踏まえ製造設備や店舗の更新計画はありますか？
- F. 現場のアイデアを吸い上げる仕組みがありますか？

②財務・・・

- A. 決算書（貸借対照表等）の説明を金融機関にできますか？
- B. 評価の高い決算書となるように専門家のアドバイスを受け、取り組んでいますか？
- C. 前月の試算表を早目に確認していますか？
- D. 売掛債務や在庫滞留状況を把握していますか？

100点満点? 社長 ○点? 自己評価

以上を前号に述べた項目と一緒に100点満点で分析してグラフにしてみますと経営力が判るといえるものです。「財務」に関しては社長様ご自分で評価するには難しいかもしれませんが、社長様は現場を知り市場を知らなければならない大変な役割に携わっています。世の不況を打開すべく、このチャートが少しでもお役にたてたらと思います。

鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu 株式会社 東部

http://www.tobu21.co.jp

■本社

〒229-1134 神奈川県相模原市下九沢1507-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

■地盤評価センター

〒229-1103 神奈川県相模原市橋本8-5-10 中屋第2ビル5F J号室 TEL.042-775-6303 FAX.042-775-6304

■住宅建物神奈川検査センター

〒229-1134 神奈川県相模原市下九沢1507-5 TEL.042-764-4122 FAX.042-764-4127



様々なニーズに
最良のパフォーマンスで
お応えいたします。

☆“感謝”で採用いただき誠に有り難うございました。

(仮称)某マンション新築工事

自社一貫体制だからできる… ローコスト施工

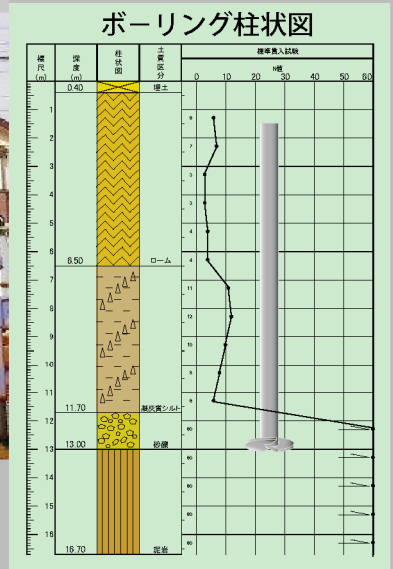
◇本物件は、住宅密集地に建設される共同住宅の基礎工事です。計画段階では、近隣住宅への影響を最小限に抑えるため、**低騒音・低振動・コンパクト・高性能**な条件を満たす杭工法を選定することが課題となりました。

e-pile 工法は直接地盤に回転圧入方式で埋設するため、**低騒音・低振動**で行える、都市部、密集地での近隣配慮を万全に考慮した工法です。また、中央に菱形孔があることで掘削性能が抜群によく、**小型杭打ち機**で最大径φ355.6mmを打設できるe-pile工法を高く評価していただき、受注に至りました。



e-pile

施工写真



| | |
|-----|-----------------|
| 工事名 | (仮称) 某マンション新築工事 |
| 施工地 | 神奈川県横浜市 |
| 用途 | 店舗付共同住宅 |
| 構造 | RC造 |
| 階数 | 地上6階 |

e-pile 【国土交通省大臣認定工法】

杭の種類

- φ355.6 mm L=11.0m Dw750 mm 13本
- φ355.6 mm L=11.0m Dw650 mm 22本
- φ267.4 mm L=11.0m Dw700 mm 1本
- φ267.4 mm L=11.0m Dw650 mm 3本



心より感謝いたします。

環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

<http://www.tobu21.co.jp>

3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology (環境性)、economy (経済性)、evolution (革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。

エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたものが与えられる称号です。

